

飲食店にビニールシートを設置する場合の留意事項

新型コロナウイルス感染症の飛沫感染を防ぐために、飲食店の客席などに塩化ビニル素材などの「ビニールシート」を設置する場合、大きさや設置方法によっては、消防法により防災性能を有するものを使用する必要があります。

また、以下の3つのポイントを確認して設置してください。

ポイント1 火気の近くに設置していませんか？

ビニールシートは、コンロなどの火気や発熱する照明器具等から距離や間隔をとって設置してください。



隣の客席との境にビニールシート等を設置した場合に、コンロ等の火気器具から距離を離す必要があります。

ポイント2 消防用設備等の障害になっていませんか？

自動火災報知設備の感知器やスプリンクラーヘッドの付近に設置すると、火災が発生した際、火災を感知しない場合や散水障害となる場合があります。必要に応じて設備から距離や間隔を開けるようにしてください。



天井とビニールシートの隙間が十分にある。

天井とビニールシートに隙間がないことにより、感知器が正常に作動しません。スプリンクラーヘッドも同様です。散水障害になります。

ポイント3 避難の支障となっていないですか？

避難口や誘導灯が見えにくくなる場所は避けて設置してください。

良い例



ビニールシート等の設置場所や素材により、避難口を示す「誘導灯」が見えにくくなることがあるので、注意してください。

※ 防災性能を有するものの使用について

(参考) 公益財団法人 日本防災協会ホームページ

https://www.jfra.or.jp/member/b02_01.html

※ ビニールシートの設置について、詳しくは最寄りの消防署予防課（係）にご相談ください。

消防署	所在地	消防署	所在地
鶴見消防署	〒230-0051 鶴見区鶴見中央三丁目20番1号 TEL 045-503-0119	金沢消防署	〒236-0021 金沢区泥亀二丁目9番1号 TEL 045-781-0119
神奈川消防署	〒221-0824 神奈川区広台太田町3番地8 TEL 045-316-0119	港北消防署	〒222-0032 港北区大豆戸町26番地1 TEL 045-546-0119
西消防署	〒220-0041 西区戸部本町50番11号 TEL 045-313-0119	緑消防署	〒226-0011 緑区中山四丁目36番19号 TEL 045-932-0119
中消防署	〒231-0038 中区山吹町2番地2 TEL 045-251-0119	青葉消防署	〒225-0024 青葉区市ケ尾町33番地1 TEL 045-974-0119
南消防署	〒232-0024 南区浦舟町2丁目33 TEL 045-253-0119	都筑消防署	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32番1号 TEL 045-945-0119
港南消防署	〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号 TEL 045-844-0119	戸塚消防署	〒244-0003 戸塚区戸塚町4144番地 TEL 045-881-0119
保土ヶ谷消防署	〒240-0005 保土ヶ谷区神戸町140番地5 TEL 045-342-0119	栄消防署	〒247-0005 栄区桂町301番地 TEL 045-892-0119
旭消防署	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰一丁目4番12号 TEL 045-951-0119	泉消防署	〒245-0024 泉区和泉中央北五丁目1番1号 TEL 045-801-0119
磯子消防署	〒235-0016 磯子区磯子二丁目1番3号 TEL 045-753-0119	瀬谷消防署	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190番地 TEL 045-362-0119